

○南房総市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみの減量化及び再利用の推進を目的として、生ごみ処理機等の購入費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「生ごみ処理機等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理機 水分又は熱の調整を行うことにより、生ごみの容量を減少させ、又は肥料化させる機器。
- (2) 生ごみ処理容器 土中の微生物の活動を利用し、生ごみを分解することにより、その容量を減少させ、又は肥料化させる容器。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、生ごみ処理機等を購入し、かつ、本市内に設置するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 生ごみ処理機等により、容量が減少された、又は肥料化されたごみを自ら処理することができる者であること。
- (3) 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、富山国保病院医療費、し尿収集処理手数料、浄化槽清掃手数料、学校給食費、奨学資金並びに保育所、幼稚園、学童保育及び預かり保育に係る保育料及び給食費のいずれも滞納していない者であること。
- (4) 南房総市暴力団排除条例（平成24年南房総市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 対象者又は対象者と同一の世帯を構成する者が、申請の日の属する年度から起算して4年以内にこの告示に基づく補助を受けていない者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

(1) 生ごみ処理機 購入費の5分の4以内の額とし、1基につき100,000円を限度とする。

(2) 生ごみ処理容器 購入費の5分の4以内の額とし、1基につき5,000円を限度とする。

2 補助対象となる生ごみ処理機等の数は、1の年度につき、次の各号のいずれかの数を限度とする。

(1) 生ごみ処理機 1世帯当たり1基

(2) 生ごみ処理容器 1世帯当たり2基

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該申請をしようとする日の属する年度の市が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し(領収日・宛名(交付申請者)・発行者等が記載されたもの)

(2) 購入した生ごみ処理機等のカタログ又はホームページを印刷したもの

(3) 設置状況及び使用状況が分かる写真

2 前項の規定により申請を行うときは、生ごみ処理機等を購入した日の属する年度内に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付の可否を決定し、生ごみ処理機等購入費補助金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(設置者の義務)

第8条 この告示の規定により補助金の交付を受け、生ごみ処理機等を設置した者は、生ごみ処理機等を常に良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る生ごみ処理機等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用状況の報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に市の指定する方法で生ごみ処理機等の利用状況の報告を求めることがある。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。